

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた次の指定自動車教習所の指定を解除したので公告する。

令和元年11月1日

秋田県公安委員会委員長 中 嶋 日 吉

- 1 名称
横手自動車学校
 - 2 所在地
横手市赤坂字喜連森116番地
 - 3 設置者
平 田 晃 郎
 - 4 解除年月日
令和元年10月18日
 - 5 指定を解除した理由
自動車教習所の廃止による。
-

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた次の指定自動車教習所の指定を解除したので公告する。

令和元年11月1日

秋田県公安委員会委員長 中 嶋 日 吉

- 1 名称
湯沢自動車学校
- 2 所在地
湯沢市山田字下宿川原31番地の33
- 3 設置者
平 田 晃 郎
- 4 解除年月日
令和元年10月18日
- 5 指定を解除した理由
自動車教習所の廃止による。